

筑紫野市地域公共交通会議謝金及び費用弁償に関する規程

(趣旨)

第1条 この規程は、筑紫野市地域公共交通会議規約（平成27年10月2日施行）第16条第2項の規定に基づき、筑紫野市地域公共交通会議の委員、臨時委員及び第8条の規定による委員以外の者（以下「委員等」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

(謝金の額)

第2条 委員等の報酬は日額5,500円とする。ただし、次に掲げる委員等については、これを支給しないものとする。

- (1) 国、県、市及びその他団体の常勤職員
- (2) 前号に定めるもののほか、申し出のあった委員等

(費用弁償の額)

第3条 委員が公務のために旅行したときは、その旅行について費用弁償として旅費を支給する。ただし、前条各号に規定する委員については、これを支給しないものとする。

2 前項の規定により支給する旅費の額は、筑紫野市の例に準ずるものとする。

(その他)

第4条 この規程に定めるもののほか、この規程の実施に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この規程は、平成27年10月2日から施行する。